

防整施（事）第151号  
28.3.31  
一部改正 防官文（事）第29号  
令和元年5月31日  
一部改正 防整施（事）第262号  
令和6年6月27日

大臣官房長  
整備計画局長  
地方協力局長  
施設等機関の長  
各幕僚長 殿  
情報本部長  
防衛監察監  
各地方防衛局長  
防衛装備庁長官

事務次官  
(公印省略)

公正入札調査会議開催要綱について（通達）

標記について、別紙のとおり定められ、平成28年4月1日から適用することとされたので通達する。

なお、公正入札調査会議開催要綱について（防経施第3518号。20.3.21）は平成28年3月31日をもって廃止する。

添付書類：別紙

## 公正入札調査会議開催要綱

(趣旨)

第1 公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（平成13年3月9日閣議決定）及び随意契約の適正化の一層の推進について（平成19年11月2日公共調達適正化に関する関係省庁連絡会議申合せ）を踏まえ、防衛省発注機関（契約担当官等（防衛省所管契約事務取扱細則（平成18年防衛庁訓令第108号）第2条に規定する契約担当官等をいう。以下同じ。）が属する防衛省本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局並びに統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関並びに防衛装備庁をいう。以下同じ。）が発注する建設工事等（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事及び建設工事に係る技術業務委託の契約等の事務処理要領について（防整施（事）第144号。28.3.31）の別紙第2項に規定する技術業務をいう。以下同じ。）の入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性を確保するため、防衛省本省の内部部局に第三者で構成される公正入札調査会議（以下「会議」という。）を開催する。

(討議事項等)

第2 会議は、防衛省発注機関が発注する建設工事等の入札及び契約に関する統計的分析に基づき、次に掲げる事項について総括的な討議を行い、必要に応じて整備計画局長に報告を行うこととする。

なお、応札者（応募者）が1者しかないものについては、重点的に取り扱うよう留意する。

- (1) 落札率及び個々の入札における全入札参加者の入札金額の状況
- (2) 再度入札における入札金額の一位不動・順位不動等の状況
- (3) 低価格入札の状況
- (4) その他の入札状況
- (5) 契約制度の諸課題に関すること

2 会議は、防衛省発注機関における建設工事等に関する談合疑義案件の処理状況について総括的な討議を行い、必要に応じて整備計画局長に報告を行うこととする。

3 会議は、防衛省発注機関が発注する建設工事等の入札及び契約の過程並びに

契約の内容その他に関し、必要と認める場合には、防衛省発注機関の長に説明又は報告を求めることとし、当該内容について討議を行い、必要に応じて整備計画局長に報告を行うこととする。

(会議の構成)

第3 会議の委員は、公正中立な立場で客観的に入札及び契約についての討議その他の事務を適切に行うことができる学識経験等を有する者のうちから、整備計画局長が委嘱する。

- 2 委員の任期は、原則として2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、非常勤とする。
- 4 会議に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

(運営)

第4 会長は、会務を総理し、会議を招集する。

- 2 会議は、原則として四半期ごとに開催することとし、会長が必要と認めるときは臨時に開催できるものとする。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め意見を述べさせることができる。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(委員の除斥)

第5 委員は、会議における討議等に際しては、自己又は3親等以内の親族の利害に関係のある議事に関与することができない。

(秘密を守る義務)

第6 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(公開等)

第7 会議は非公開とし、次に掲げる事項を、防衛省のホームページにおいて公表することとする。

- (1) 委員の氏名及び職業
- (2) 会議の議事概要（書式は、別記様式による。）
- (3) 報告の内容
- (4) 会議開催予定（日時、開催場所及び議題）

(庶務)

第8 会議の庶務は、整備計画局建設制度官において処理する。

(雑則)

第9 この要綱に定めるもののほか、会議の議事の手続その他必要な事項は会長が、この要綱の実施に関し必要となる細部事項等は整備計画局長がそれぞれ別に定める。

附 則

- 1 この通達の施行の際現に従前の公正入札調査会議（以下「旧公正入札調査会議」という。）の委員である者は、この通達の施行の日に、この通達第3項第1号の規定により新たに開催される公正入札調査会議（以下「新公正入札調査会議」という。）の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、第3項第2号の規定にかかわらず、同日における旧公正入札調査会議の委員としての残任期間とする。
- 2 この通達の施行の際現に旧公正入札調査会議の会長である者は、この通達の施行の日に、第3項第4号の規定により新公正入札調査会議の会長として定められたものとみなす。

## 令和 年度 公正入札調査会議議事概要

開催日及び場所	令和 年 月 日 ( )
委員	
討議対象期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
討議対象件数	件

## 1. 入札結果の事後的・統計的分析結果について

項目		
意見・質問	回答	
報告事項		

## 2. 談合疑義案件の処理状況について

項目	工事	業務	談合疑義案件報告数
談合情報	件	件	件
点検結果疑義	件	件	件
意見・質問	回答		
報告事項			

3. その他	
項 目	
意 見 ・ 質 問	回 答
報告事項	

(注) 本紙は、討議の内容等により適宜修正の上、使用すること。